

特定計量器検定検査規則の改正に伴うアルコール事業法上の対応について

1. 特定計量器検定検査規則改正の背景

- 計量法(平成4年法律第51号)では、適正な計量の実施を確保すべく、取引若しくは証明に使用するために公的に精度の担保が必要な計量器(特定計量器)について、検定等によりその精度が確保されたものを使用することを求めています。その検定等の技術基準(構造に係る技術上の基準、検定公差、検定の方法、使用中検査の方法等)を特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号。以下、「検則」という。)で規定しています。
- この検則が改正され、特定計量器である「酒精度浮ひょう」に係る規格の一部が変更されました。改正検則は本年3月1日から施行されることになっており、この規格に基づいた「酒精度浮ひょう」が市場に順次供給され、使用されていくこととなります。

※) 検則については、技術基準等の国際整合性を出来る限り図っていく観点から、国際規格を踏まえた日本工業標準規格(JIS)を引用することを基本としております。国際規格を踏まえた JIS が制定されたことから、改正検則においては「酒精度浮ひょう」の構造に係る技術上の基準、検定の方法等の規格を JIS B7548(2009)によるものとしました。

※) 「酒精度浮ひょう」は液体の密度の値をアルコール分に換算した値が表示される特定計量器です。今般の検則の改正により、検定に用いられるアルコール分と密度の換算に用いられる表に国際法定計量機関が採択しているものに準じた国際アルコール表が用いられることになりました。

2. アルコール事業法に係るアルコール分析を行う場合の留意事項

これまでの「酒精度浮ひょう」も改正検則施行後も計量法上引き続き使用することは可能とされています。しかし、改正検則に基づいた検定を受けた「酒精度浮ひょう」の使用が開始されると、それらを用いて計測された数値と旧検則により検定を受けた「酒精度浮ひょう」を用いたものに差異が生じる場合がありますので必要に応じ、次の事項を留意の上アルコール分の分析をお願いします。

- 旧検則により検定を受けた「酒精度浮ひょう」を用いて得られた数値を読み替え表を用いて読み替える(別表「指示値の読替え表」参照)。(※なお、「指示値の読替え表」を使用する時には酒精度浮ひょうの示す数値について、旧法に基づく校正により器差補正を行った上で読替える必要がありますのでご注意ください。)
- 旧検則により検定を受けた「酒精度浮ひょう」について、改正検則に基づく校正をJCSS登録機

関等に依頼し、校正後のものを使用する。

- 新検則により検定を受けた「酒精度浮ひょう」を新たに購入する。

3. アルコール事業法上の対応

改正特定計量器検定検査規則が施行される本年3月1日以降、アルコール事業法に関する対応については、次により行っていただきますようお願いいたします。

○ 製造・輸入事業者

- ・ 製造・輸入したアルコールについて、上記2. 留意事項によりアルコール分を求めた際に、アルコール濃度が変わる場合(例:95.1→94.9)は、管理を94度で行っていただくとともに、アルコール事業法に基づく業務報告書についても同様に94度として報告していただく必要があります。

○ 販売事業者

- ・ 販売するアルコールについて、アルコール事業法使用の手引きの別表4(変性アルコールのアルコール事業法下での表記)において、専売法における変性剤(化学物質等)により度数替を行っているものは使用する化学物質の種類によってアルコール度数表記が変わる場合があります(例:95度→94度)。
- ・ この場合、販売容器に貼付するラベルに記載されるアルコール度数については新規格による度数(94度)にて記載していただく必要があります。

○ 使用事業者

- ・ 特定計量器検定検査規則が施行された後、事業者が現在使用しているアルコールについて、現在測定したアルコール分と改正検則に基づいて測定されるアルコール分とでは表示値の相違があったとしても実質的には変わるものではないと考えられます。
- ・ アルコール事業法使用の手引きの別表4(変性アルコールのアルコール事業法下での表記)において、専売法における変性剤(化学物質等)により、度数替えしたアルコールを購入されている使用事業者は、使用されている化学物質の種類によってアルコール度数表記が変わる(例:95度→94度)場合があります。
- ・ この場合、アルコール事業法第8条に基づく変更許可申請を行っていただき、許可を取得していただく必要があります。また、その際は管理を94度で行っていただくとともに、業務報告書も94度で報告する必要があります。